

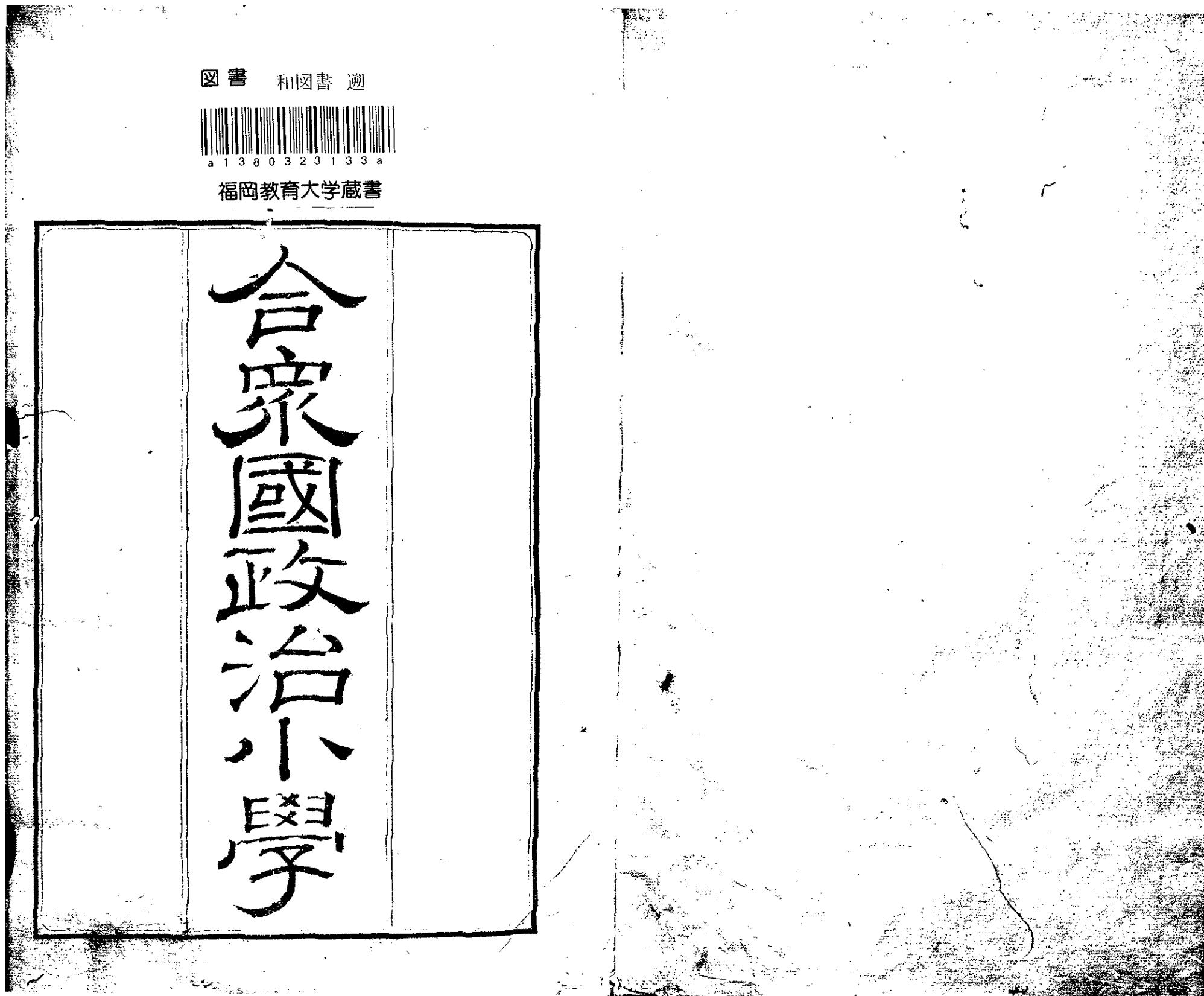
図書 和図書 邊



a 1 3 8 0 3 2 3 1 3 3 a

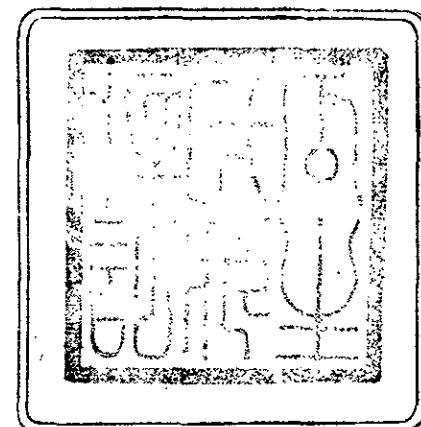
福岡教育大学蔵書

合家國政治小學



政治小學

地道敷樹者。發育之氣。無毫忽間斷也。人道敷政者。生養之事。無須臾止息也。天有土地。而樹藝滋焉。品物育焉。有人民。而政事立焉。利用生焉。不發則無所育。不育則不成。不生則無所養。不養則不遂。故曰。天地設位。聖人成能。人謀鬼謀。百姓興能。天地設位。而此行於其中。聖人成能。而裁制



之功穀鳥。參與生。天地之化也。成與遂。人事之功也。人謀者。謂於顯也。鬼謀者。謂於幽也。顯之著。耳目之所至也。幽之微。意想之所不及也。耳目之所至。人可得而測也。所以百姓與能。而夫婦之愚不肖。可知且行也。意想之所不及。則不可得而測也。所以雖聖人。有所不知。且能也是。故設神道以立教。聖人豈私設之哉。固察諸鬼神之

變化。原諸天理之自然也。且非獨政教。有此幾微不可測之理也。若道家謂玄妙。兵家謂玄機。乃至旭之書。僚之丸。苟有造詣者。無不有其妙也。是故說辭歌詠。非徒衒奇巧也。所以達情致也。文物典章。非徒示誇華也。所以詳品節也。權衡度量。非徒相計較也。所以定民志也。音聲律呂。非徒悅衆聽也。所以驗風氣也。故以古准今。以今

非古。以此非彼。以彼非此。偕未為得也。古者。今之所宜鑒。今者古之所宜徵。教者。政之所由出。政者。教之所緣成也。設夫。父為王隱。子為父隱。事君竭忠。有犯無隱。服勤抵死。若斯者。教之所以及。而政之所以不及也。刑辟征伐。若斯者。政之所以及。而教之所以不及也。政教之所以一本。而相待者。可以推知也。今者。知彼知己。齊主人。譯美理堅。某

氏之政治小學。以便於初學。其謂萬國之政體。有四。曰君主。曰貴族。曰民庶。曰共和。或以重倫。或以崇賢。然皆尊卑上下者。天地之自然。不可易也。公平治安者。人世之基本。不可替也。故尊卑上下者。倫理之通義。而倫理之至者。莫至于君民之不易。而存之於此。公平治安者。富有之功業。而富有之盛者。莫盛于賢能之得任。而徵之於

彼存於此者。係倫理之重。而宇內之所希有也。徵於彼者。好公共之善。而古今之所尚論也。然則總括天人。而全概政教者。此篇其將為之兆也乎。某辱知。敢忘卑陋。竊

明治四
辛未中秋

珍水徵再拜識



○初篇卷の一
政治の條理

第一章 人ある者ハ互の交際欠く能^シを政^セ治法度設けざるを得ざるの論^ス

第二章 通義と自由乃意義を論^ス

第三章 法令の意味を論^ス

第四章 政治の体裁^ス君主貴族民衆、共和^スの別^ス

あひ事

○初篇卷の二

合衆國各州の政治上篇

第五章 國律の性來國律の主意及ひ之を定むる仕方の事

第六章 選舉士の身分の事

第七章 選舉の事

第八章 政權の分け方

第九章 各州立法局並に其制度の事

第十章 立法局等會及び其役割の事

第十一章 民法取定の方

第十二章 施政局奉行副奉行の事

第十三章 州廳施政局下役の事
第十四章 郡及び郡廳諸役人の事
第十五章 縣及ひ縣廳役人の事
第十六章 市府村鄉等の組合並に其政府を論

○初篇卷の三

合衆國各州の政治下篇

第十七章 裁判局並よ下等裁判所の事
第十八章 立合役の吟味、家產取揚、家產封附、越訴及び罪人召捕の事

政治小史

第二編

金

第十九章

下等裁判所より外の裁判所並み大立合役少立合役の事

正理裁判所遺書裁判所吏罪裁判所

立合役少立合役の事

教育並み學校積金諸學校等の事

鐵道の事

第二十章

運上割附取集めの事

第廿二章

教育並み學校積金諸學校等の事

鐵道の事

第廿三章

鐵道並み鐵道の事

第廿四章

鐵道並み鐵道の事

第廿五章

鐵道並み鐵道の事

○第二篇卷の一

合衆全國大政府上篇

第廿六章

革命由來の事

第廿七章

聯約より連合の模様の事

第廿八章

國律より連合の模様の事

第廿九章

立法院並み下院の事

第三十章

上院の事

第三十一章

年貢運上等を命ずる立法院の權

第三十二章

力並み金銀と借るの權力を論じ
商法と整める權力並み外國人と

の商法を論じ

第三十三章

商法を整つ。權力の余義、航海、各州間の商賣及びインディヤ人種と商賣の事。

第三十四章

帰化人と本國人とを主に就ての立法院の權力並し家產破滅、金銀鑄造尺度量目及び贋金刑罰子關ある權力の事。

第三十五章

飛脚座子関も。立法院の權力出板の通義官許並し下等の裁判所と論也。

第三十六章

海賊及び公法子胥け罪狀子關も。立法院の權力並し軍事戰爭追奪強償護國安寧コロニセヤ地方其外附屬の權力と論也。

第三十七章

立法院權力を限制する事。

第三十八章

各州權力の限制と論也。

○第二篇卷の二

合衆全國大政府下篇

第三十九章

施政院並し大紳領副紳領及び其擇舉身分等の事。

第四十章

大統領の権力職令並小條約取結全
權公使諸官登用免職の事

第四十一章

施政院下吏外國事務會計事務内
國事務陸軍事務海軍事務飛脚座
事務の諸執事並司法頭取の事
裁判院並地方裁判所輪番裁判
所最上裁判所の事

第四十三章

叛逆並其刑罰の事

第四十四章

各州布告士民の獨權出奔脫走新
州連合の許容領地上の權力共和

第四十五章

政体の保証と論を
改正の箇條國債の使用國律の大

權力職掌の誓言宗旨の誓言國律
の取定と論を

第四十六章

國律改正の事

○第三篇卷の一

定則法及び常例法

第四十七章

身上の通義、身上の保護、身上自由

宗旨の自由、言語の自由、上木の自由、並私有品の通義と論を

第四十八章 家族の事但一夫婦を論を

第四十九章 家族の余義、但一父子、後見、幼児、少年、師弟、從僕の事

第五十章 私有の通義、私有を得るの義、遺言

證書子孫私有を得るの義を論を
諸證文并す質物證書の事

第五十一章 無体の遺物、通路の通義、用水の通

義等を論を
眞地の證文、一生の眞地、年限の眞
地、相對の借地、無約々借地、並す借

第五十三章

第五十四章 料等の事

約束の總論

賣拂約束の事

偽計賣拂の事並す讓渡贈物等の

第五十五章

第五十六章

第五十七章

品物委托の事

本人及び代人の事並す仲買貢物

等の事

第五十九章 仲間の事

第六十章 借金拂方證文の事

第六十一章 為替手形利分並と高利の事

第六十二章 罪並と咎の事

○第三篇卷の二

萬國公法

第六十三章 公法の由來、自然公法、常例公法、會

盟公法の事

第六十四章 萬國交際の側方並と萬國の通義

職、分使節、公使等の事

第六十五章 攻擊の軍防禦の軍、戰爭の正義、強

償、戰爭同盟の事

第六十六章 戰爭布告並と敵國人民の敵上及

以私有品、戰爭の謀討及び被紛争
奪の事

第六十七章 局外中立國の通義職、分禁制の品

物、港口取扱、穿鑿の権利、一時止戦、
和議余約の事

○第三篇卷の三

各州國律の概畧

第一 メーン州

第二 ニューハンシャー州

- 第三 ベルモント州
第四 マサチューセット州
第五 ロードアイランド州
第六 コンネチカット州
第七 ニューヨーク州
第八 ニュージャージー州
第九 ペンシルベニア州
第十 デラウエール州
第十一 マリ蘭ンド州
第十二 ビルミニヤ州
第十三 北カロリナ州
第十四 南カロリナ州
第十五 シオレジア州
第十六 フロリダ州
第十七 アラバマ州
第十八 ミッシシッピ州
第十九 ロイシアナ州
第二十 テキサス州
二十一 アーカンサス州
第二十二 ミソuri州

第二十三 テ子ツシ一州

第二十四 ケンツキ一州

第二十五 オハヨ州

第二十六 インヂアナ州

第二十七 イリノイス州

第二十八 ミチガン州

第二十九 ビスコンシン州

第三十 ヨワ州

第三十一 カリホルニヤ州

第三十二 ミシシタ州

全衆全國の國律

合衆國政治小學初篇卷之一

瓜生三寅

譯述

政治の條理

第一章 人あるものハ互の交際欠く可らず
凡て人間ハ羣居して相共ふ親み瞬みて互に交
結ふへと生物小一て天然自然人間交際の道備り
たるものすり人間の交際と英語「サーサイチ」と
いふ人間たる者ハ自ら互に協力合歎せ私をす
み詰合の者といふ義なり此同心協力といふ者が

ちて人々の幸福を得る上とハ實以て出来
理あり志て見ニハ人の交際となリハ元とは是孔造
化の然ル一失至ふ所あることを疑ふるもアマテ人の
五臍たいの作り方うして人々互不相賴り相扶くる
やう造りある者ふ一て他の動物ほのくじの如く自ら護り
自ら營むやう自然の体力と云ふ者ハあ一て
多く己れが五体と保護營生ほのくじするふも自分一力不
てハ古と足たに必に他人の扶助すけよに賴りざるきと
と得と若し此扶助といふ者に賴らどんぞ豈能わ
く生活の道を保つこそ公得くや其上人おの各分を

別と言語ご之の天の賜たまものなり是これとても其日
々は大説小由おてうち其分別わ開き其智識ちしきも益ます
且其營生えいじやうの方とも悟さとり其交際の道を善くよきも工くわ
然しの夫人ハ實小互の扶助すけよに賴る金かなきもの產生しゆさんす
又各自分の為め小ハ人々自分わたくしの意いと用もちべきと
勿論むろんす。是主亦天の法令りれいあり若し國內こくない小萬人普
通つう倉廩くらひにて諸人よろひ筋骨折せんこつ小成る諸物よろひと野のへ置
き誰だれかても衣食いきとも皆みな茲この仰あくちと得とるや
かうかば人ひと皆みな他人ほか之の骨折こつのい依賴よらいして自

怠惰遊遊の風小流アラタマを行くもの多く當今の如き諸業勉勵の風ハ遠も出来ぬも亦あり當今の人間交際の立方ハ人々已ヨリ小骨折て自分の需用ハ自分アガシと圖らねハナハナぬやうナナムもの故其所得利潤も遙に多く意を用ひもちくも殊に大いにトトア世間一般の幸福もまた盛衰カクイ盛隆となるる更人々の骨折と以て普く諸人の利益となるサムシムシラバトキナリハまりぬ者ち

此交際の立方よりして人之所持と保つの通義と称する事も出て来るハナリ若し人々の所得利潤と

集貯で盡く萬人の用小供アヒタ普通の倉カニ收スル様ハ決一ハシメ是ハ我の所持是ハ彼の物取トコトシモ身カラも外れ得ハズレ天下萬人各已ヨリ小骨折て自分アガシの爲よ營生エイジンを無ムツニ寒己ヨリ骨折の所得ハ皆な己ヨリ所持トトコ之と受用シテ通義ノウイも外ハズレ訳ふり乍去人間世俗の交際中アリの如シテのハ誰も皆ハシメ同様の通義ノウイを持つ故よ己ヨリ所用を充て己ヨリ所願と果ハシメんかも他人の通義ノウイ破ハズレ至ハシメさると以て限りハシメ必ハシメ他人の通義ノウイ破ハズレに自他の通義ノウイ并ハシメ行ハシメせんハシメと要ハシメ故ハシメ

公然己おのと小属くしゆと外物ほかものハ己おのに處置しよちし己おのと小受用くしゆよう
ト了妨りょうこうをきやうきやうト日常交誼きょうじょうこうぎの所行しょぎょうを能のく當然
と得とくるやうやう小世俗人間こせきじんげんとハ交際こうりの定則ていそくと云いふ者
グをくつこへあらうめ理めりをり其交くわの所行しょぎょうを正ただふもる
規則ひきそくと英語えいごふ「口くち」と以いふ普通ふつう一般いっぱんの意味いみあるい
「口くち」とハ動作どうさの規則ひきそくトヨモシテ何事なにことみよ
うほん萬種ばんしゅの行為こうぎ動作どうさの事こと小用こようの事語ことご語ごをききま
精細せいさいよ之のと味あじハ正理せいりと進及すすむ邪惡やうひと禁きし人ひと皆みな日ひ
常動作じょうどうさを正ただふもる規則ひきそくの事こと即まち法令ほんがんとも訳わけまつた語ごあり前まへみゆみゆ如たとく人ひとハ交くわ際きと結むすぶ

自性じせいの者ものトと且もつ其交際こうりの所行しょぎょうを正ただふもるか
ハ必ず此法令しほんがんと必用ひうようともり有あり人ひとハ一日いちじも政治せいじ
と法令ほんがんと久ひくへづらう事こと也天然てんねんの道理ぢのうトとよ
且も又仁義じんぎの道みちトとよることを心得おもひる生物せいぶつを養なむ
上うえ手てひつゝるこゆく人ひとふハ己おのと協力きょうりょくトと交かと結むすぶ
上うえ自性じせいも有あり智識ちしき分別ぶべつも亦よと備そなえそなまつた
仁義じんぎの人情じんじやうと以いふ者ものも天然てんねん備そなえそなまつたる生物せいぶつある故ゆゑ
に己おのと需用すうようを知しく人の需用すうようをもつて
分ぶんり事こと公理こうり非善惡ひぜんひと辨べんききこども出來でて正理せいり公事こうじ
ハ行おこなふも邪や非ひと知しく事ことハ爲ためまつうまつうざく

物と能く心得兼知る筈なり殊小人ハ此分別ある故よ法令の意味も分り交誼の義理人情を正トシテシムヨリ如何ある法令ヲ必用するべきやも自ト發明まることを得ぬをナリ然ニハ則ち人有ル所ハ天然自然協力して交を結ハざるとと得ミ自ト政治法令の一目も欠ケヌ者有ルこト以て見る事アリ

故小人間の交際トシムハ朋友全社杯の事ムハアク一國の國民を以て組立てたる人民の交際ト云ふあり英ヨ「ソーシュン」又ハ「ステート」杯以ハ

即ち國民ヨリ又ハ州民ヨリ誤多キ語小トシ億兆合体して一政府の下に立つ者を以ム矣ノ假令ハ佛良西ノ「ソーシュン」英吉利斯ノ「ソーシュン」ユーヨルクノ「ステート」杯以ハ佛の國民英の國民ヨリヨルクノ州民杯といふ如し乃ち人民の交際トハ此一國一州の人民協力合体せナシ云ふナリかく人民の交際を立てる目的ハ人々の安穏を益固くシ互の幸福と益大せんとするふあり此目的を達せん爲ふ交と結ふ所付てハ必ず一致協和して一二の定則條理と遵守して之をガ

維持と仰がる發得を此條理定則小由て一國ノ
人民と支配維持することシ民の政治といふ即ち
英語小之を「ビルゴーブルメント」と称を曰び
ルニメニト」^ト以小語ハ亦直小人民と支配する
規則條理のことより時よりハ廟堂小立
て其一國の法令を作り以て之生を配下小施行を
る諸官員を指して「ゴブルンメント」と称する。こと
より然る時ハ之を政府と訳す。

第二章 通義と自由の意義と論述

人々の通義と人として故障各自由小其通義

と達せしる為の法令小就てハ粗上章小論^ト及
ぎ是年六初學の徒民の政治と學ハシと思ハ、先
に預免通義と法令の精義を明悟せんことを要す
然人間不具りある格式なり已生自ら貞實小骨折
るり人ハ他の公然の手立あつて生り得たるもの
ハ乃ら公然小我^ヲ所持の品なり之を用ひ之生貯
あるも正しく己れが隨意自在^トと即ち他より
間然に難き人の格式小て人間の當前といふ者
より人為我^ヲ体の動作小於^クも己生^ハ自由自

在よりて宜き通義なり我々行うんと欲まう處へ
行ひ止まうんと思ふ處ふ止まうと更ニ妨げなく
我幸福安穏小功用と思ふ事ハ何事ふまを為ト
て害多く只多之より爲小他人の通義を妨げまく
ち承ハドリト以但し他人も亦と我と全様の通義
を持つといふこそ人多きものハ必を忌みぬ筈
のことなり

茲小舉之所の通義ハ皆か之と天賦の通義と名く
此等ハ皆な天然自然生得て人間小具りにる者
か一て正しく外うち奪ふこゆもあり他人ふ附

與ることも出来ぬ故ふ志の名つきあり故不
亦為之を附與しがたき通義とも称を爾此葉の
通義とても罪過ざいとを其過代小隨分取上
多くなり假令ハ法令と破りト過代小ハ其所持の
金小所持の通義を失ふて償金よみきと出し賊と働けハ
其動作自由の通義と失ふて入牢トカラシの刑あり人を殺
セハ己生じよ生命小通義を失ふて死刑の報カツウル
アリ一身上の通義とハ一人宛の身上小關シタクする私

權권より三内小三つの別なり一小一身と安穩안정から
る通義とハ身体生命と保ち名分面目と保て害を
防禦방어するの通義ありニふ一身を自由자유から通義
とい運轉所行言語應對自由自在자제して他より叨叨
りよ禁금ることを得가る通義あり三小所持を
保つ小通義とハ事物私有の通義より不得失受用
他より抑制せら致치ぬと云ふ扱亦國律小關する通
義とハ國民國事の參與して人間交際の爲小政体
と撰み國律を定免立法施政の諸官と撰舉선임する等
の通義と云ふあり故小撰舉の節入れらる杯기ハ乃

ち國律小關する人の通義をり民法上小關する通
義と時として區別구별と立てぬ人も此と國律上の
通義ハ所謂萬機만기の基本たる國の大法即ち國律一
名基律と以て士民小維持する者あをハ民法と以
て維持する者とハ自ら異なる所あるなり尚其委
教事、國律と民法の名義と論する所小出を기
即ち第제三章宗旨の通義とハ人々の好호小任임如何
る宗旨を信仰신앙しても禁금あく其尊信の仕方も其人
の良知량지か是を一番神慮신의小叶여ふと思ふたも仕
方と用ひて妨방해あき通義をり又之と良能の通義

とも名く然カクシ此通義と違せんと爲乱りふ他人の通義を破り又ハ國家和平ハコロと害し交際の道と乱して此通義と用ひ損ふこゆい出来事なり人間の通義ハケ様小區別立ち意義も各異カクシとも一口ふ之狀カタチといへ皆を盡く天賦の通義あり古語より天の萬人と生リ毫も一人ヒト少毛私毛所シテ是を人ヒトものハ貴とアツシ賤シナシと老と幼と誰も皆は天然自然全様の通義を持って生リといひことに我ガアキメ利加リカ小てハ諸人シテ皆此語を以て人間第一の龜鑑カニカミとせ

り既か人ヒトも小ハ交シ結シ好シ通し仁義人情と辨ヘチムるものとして政治法令の一セイシキ日も缺ハズくべからざる元と天然性のルトナリアキメ律民法宗旨の通義其他天然の定理小於て人間小得る所の諸通義皆人生天賦の通義と称シテし自由とハ我ガ通義と達し我ガ當前を果シか隨意自在シテ差構シテ天アメの免許クミあり是ハ亦易其通義の異カクシを隨シテ天賦の自由國律上シテの自由民法及び宗旨の自由採と称シテ故小國內萬機の大

基本なる律法を以て保護する通義と行ふハ闇律の自由より民法と以て維持する通義を自由小達するハ民法の自由より宗旨の論を隨意ナ一信心の方と自在みるハ即ち宗旨の自由ナリ是と以て觀きハ自由といふも必竟人生天賦の一通義あると通義と自由とへ其意味自ム全トシテ茲ハ一物あり已ム之を用ひ自由を失ふる人少くも隨分其物小尚通義ハ有ることもあるあり長吉ト一本の筆ナリ是正トシ長吉が自分の所持するヤ三太郎未クリ無理ナ之を取リ上

け争り然るときハ長吉ハ専分の筆と隨意小變用ちるの自由ハ失ふこれトシ已ム之を通義ハ依然トシテ尚其筆小存ト三太郎ハ自在小之と使用ハセキトシ之と用ひ通義ハナキ苦ぢ可且つ又長吉其筆小通義のあくハ民俗交際の法小於ア然る處をあとあれハ是乃ち長吉ハ民法上の通義あり天理ホ於ても長吉の筆ナリ固ナリ長吉ハ隨意ホ之と用ひ多々通義あれ故ニ亦ト之と長吉ゲ天賦の通義とも称するナリ

第三章 法令の意味を論ず

御令も亦る通義自由と全様の天理の道仁義の道及ひ國律民法林と各異の名目を附て區別を立て天理とい大威徳大權力神通自在の大造化の定むる處ふくら自ら正理ふくら自ら至善至當口に人ふくら人ふ明諭ハ自らといへども入ふくらを遵守せざるを得を凡聖義理と辨へ世俗ふ交と結ぶべき人間の爲よ正理の全則ふくら天地造化も亦あるを承ざる水世不朽の正則なり然ハ天理ハ即ち人間所行の繩墨あり人各天地ふ事へ又と各世俗ふ交ふよりて了然とて天地の間ふ現出

以て人間の用とある夫是人ハ谷既小天の造物なり然らハ其本なる天の法則必と能く其法令又順從をべきハ勿論ふ一そく又兼て世俗ふ交り互ふ相頼り相依ふ様をあらね等のこも既に蓋天の人と生まハ億兆皆同様ある故ふ彼我互に幸福を得るやノイ我生人と扶け人亦有我を扶け以て相共ふ關係交通するハ天理定則の然い起る所あるへなり仁義の道といふも造物者が人の爲よ立てる法令ふ一そく人の天小事へ世小交ふみ附て忘き情りてはすうぬ勢の規則なる

故ふ即ち今日日常人の行状の法則ふゝて正
天理と一致するに分毫も之ふ異り戾る處なし所謂
十戒太古猶太の大聖人摩西天小則リテ記即ち
載る所にて猶太國十則の一なり能く手短か之を述べる者なり今尚ほ簡略小之
を云ひ其中の二大戒ふゝ足すリ乃ち天を敬ま
る之心を尽し人と愛する己をと愛するゝ如く掌
る爲ト是至り國律ミコトノカニシタス前ゆも以へる如く國
政の由立つ處萬機の出づる所の大基本た
る國の大法一體のことゆえ其政府の下ふ立て其
政府の保護を仰ぐ億兆萬民之心ハサシテ甘んじ心不樂

しんす其維持伏見る所の律法を以ふたり此法
の法ある所以ハ第五章國律の名義及び其由成
る所の次第と論んむる處小委トシテ民法と
ハ英語小之シムニシハルロウといふ「ムニシハル」
とハ古昔羅馬國人の古い染色たる語小之市民會
同のことふ附きあることを何小室も「ムニシハル」
云々と以ひたり來りたり市民會同とハ羅馬
の時代不羈自由の市民業を營む者同心協力して
法を設け専ら之小依頼して生と安したるもの上
て其法即ち民法より所謂民法とハ市民會同の

法といふことを有り故小其市民の通義と民法の通義といひ其役輩を民法の官員と称せしむり今我國並米利加ムトバ此語乃用方より其意味甚る廣く只た右の意味小用ゆるもの有リと一国一州一關ともことより用ゆる有リ故よ今ま民法と云へ只た市民のみならず一國中の士民の職分を正ふる諸法令の總名なり必竟之と民法と字せしハ國の立法官小於て制定ナキも所謂する此民法と先よ所謂ゆ。國の人民相共ふ一致ノミ許可撰定セシ國乃基本なる國律との區別を立さん爲矣

所謂ゆる仁義の道ハ天理小一致符合したる者にて人の行狀の大龜鑑造次顛沛必至人離るべからざる法令あれハ人爲の諸法令も亦然必至此仁義の道を基にして之と一致ノ毫も戾る處有ルを許さば此ハ勿論也生と此仁義の法令モウリ少く國家萬民を支配維持せんことに自然六矢敷次第有ルベニ仁義の道ハ廣漠として只あ人よ人よとも其職分の細節目ハ一々明示らるゝと有リ然どハ

則ち帰るところ其細節目を行ふ小當て能く
顧みを基つて一致をつき一般の概則だをもつて
其主意ハ人々互に相接する其行為正直一邊を
らんと要あることを被ぐり天下世俗毎持正理小
叶ふといふ譯も至りが多き故ふ只人為の
法令ハ日常世俗の間ニ於て正理至當と考へる
丈々を明断制定せねばならぬ筋あり殊ふ天の諸
法を以て其俗國家政治の實地小施さんとせら
難きことなり蓋し此の體や無形にて至神至妙
人の内心のみ感得して外形の以て尋ねべき痕

あることを天を敬する心を一人を愛する
自己を愛する心をもつて己里の
欲する湯を人ふ施す事人所に之を報するに已
欲する處を以て身と以ふ計りニシテ
世人心自此等の戰慄に憤るこころも少くせよ只
た神通自在の天地造化能く之を知り玉ふ
へと教と豈よ天下の人間能く其凶冥小過して此
法令を以て其心を罰するの權力ある者何らんや
故より人為の法度ハおもよ人の外形小顯ひる
行を目的とて世俗互の交際を正す事も大の

とすり故ふ世俗國家の法令と以て、人をトミ是
非とも博愛の大法を遵守せしむるといふ。是
出來社とも此博愛の法所謂ゆる仁義の道す
ハ天性義よ於て自ら人の上より洁い時を有する者
ニ須臾も之を離るゝこ無き。苟すり天を敬じ
人と愛するは仁義の大主意也。即ち天理の至
善ふ叶ふ處人をして萬物の靈たるも所す
其靈なる身を以て此仁義の大法を守る事也。世
大いに幸福へ。是を以て仁人君子は
他人と扶くると以て己の幸福を招く基本せし

娘ふ一箇の菓實を持てる子供なり。今其半分を金
うち之と其友、或より與へ。ナリと云ふ者無く。已甚獨
少客之と食を。ナリ比も無く其心の快樂幸福亦
如何許也。然らハ人を待つ山定惠仁恤り心と以
て。キ我の幸福を盛んとする。ニ實よ疑ひ。ナキ
福遙よ大いすりといふ語なり。眞也。

第四章 政治の体裁小君主政治貴族政治民
廣政治共和政治の別なる事

政治の立方ハ種々かれて其尤古き昔の政治ハ

政治小學 卷之一

長^ラの政治といひて大洪水以前から始めて立ち其後も久々に用ひ来る者ふる往古人民數箇の家族とすこして相共ふ羣居交際一未だ一国一州とも並程ふ至らざる時の政脉すり英語よニハ「アーリアルク」の政治といふ「アトリエック」とハ大父といふ意ある當時家族中の長老者を指すといひてすり猶ほ氏の長者称以小類少々本家なり分家と支配するやうの者たりアーブラーム「北」、「クチヤコ」、「ホ」猶太人種一類の大「ダヤウ」の子孫八十ニ家族の長者みて乃ち各當時の酋長たり其後此家

族の輩アーフリ加の「エダブト」を退去して後ハ猶太へ種の政治を威政^{スル}以天の直支配といふ積み天を以て王と君り其族類の大聖人摩西^{モーセ}ある者シナイ山ふ於て天の命を受けたりと称して其法令を作り民人を支配せりより起る夫より少々寃の変化を加へて紀元頃迄も傳へ未だり乍去古来最も行き^{スル}政体ハ才主貴族民庶共和の数政体なり而して國の大權を握る人の異なると其制度の異なる小從ふて其名自ら異なるるより此權^{スル}を握る人を称すて君主といふ國王なり

て天下を統御を能ひの國王即ち君主より其權國民の手小あれハ民即ち自ら國の君主より然共元と此語の真意ハ國家の政權を只た一人の体より掌握し法令以て其身小及ふことより他權の以て之を制もることある者のみの称すれども亦た是より推し廣く一國中ふて他の諸權すりも一番勝もある者をも爾称するより國内大權只た一人の季ふゆると君主政治といふ王といひ帝といふ諸侯といふも天皇ハ開基ノ皆な域一ノ君主政治すり政權一身小りて萬機皆其心より出づる

者を君權獨裁の政治といひ法令或は他の權力を以て國王の權を制する者を君權限制の政體といふ君主政治の別名を相傳の政治といひ其位と世ふく子孫血統相受るより尔名つゝ國君崩き其位を繼承の男子小傳うるを常と若く男子ありれハ或ハ女子或は他の親族血統の者小傳ふ國君死ま候い撰舉と以て其儲君を定むるものも亦た間之ぢり是等ハ任撰の國君と名く蓋し君權獨裁の政治ハ億兆の上に只た一君のみありて之を統轄一國小法より只た其心と以て法を多く武

夫と養ひ其力を以て國家萬民を制御する者乎して
ヨーロッパ亞那兒格の如きハ最も君權獨裁の政治ある
リ貴族會議の政治とハ國內の貴族國家特權を持
てるもの相集りて政權を執る者を以ふ英語よ之
を「アリストカラシ」と以ふ貴顯の政治の義ナリ
但し君權政治の國より居る貴族のこととも亦ナア
リストカラシと称す貴族とハ其位平民の上より
尊爵と有する者を英「貴族の爵名ハデュ」
「クーナーリス」、「スカウン」、「バロン」是ナリ
即ち支那小所謂ゆ公侯伯子男爵同し此爵ハ代

代の血統相傳のもつたれとも時よりはヨーロッパの國王
より斯不之と人ふ與ふることを以りと云ふ民庶
會同へ政治とハ不羈の人庶共に一處小集會上
て自ら法を立て自ら政を施す者を以ふ旨「希臘
小城邦」なる政治を以りと云ふも未だ一城下小
も主ぬ位の小き處ありてハ行易也難きことか
リ一國一州北人民をもて皆な盡く一會小集会
りんことハ出来ぬ訳ナリ我ヨリ亞米利加の政体も
人民を以て立したる政治あれども右小以ひゐる
者とハ大いに異なり我々政体ハ共和政治といふ

者より法令を立て政治を施す執權ハ國民の選舉
セ一民の名代人即ち代議士と称する人々乃手よ
り。ナリ乍去之を選舉するナリ。グ國民の力の
ナリ。ナリ。國律と制し政体と定むるも亦を國民の
權力ふるナリ。此の如く國家の權力必屬皆國
民の手小出づ。者あるナガ故ニ民庶會同の政治ふ
違ハナキナリ。故ニ當然ホ之と名ヘ。ハ民庶共和
代議官の政治と稱スベシ。ノ。共和政治の異名を
英語コムモニ井ルツト以フ。一綱幸福といふ
ことより。國民一統。幸福と共ナリ。自由自在小通義

と達ナ特權を行ひ共ナ太平と蒙る州民の称な
リ。我國米利加合衆國の連合ナ入りたる。各州の
人民即ち是ナリ。

RECEIVED IN THE LIBRARY OF THE STATE DEPARTMENT OF FOREIGN AFFAIRS, TORONTO, ONTARIO, CANADA

1946